

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和6年10月24日(木)午後1時30分から午後2時35分
場所 県民会館503号室

2 出席委員

竹野博和、山本勝徳、笠井廣志、東 秀一、立野義弘、堀井律子、角眞光彦、
杉守智美
(欠席委員：なし)

3 議 長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

東 秀一、堀井律子

6 県職員等

水産漁港課 地崎課長、南條副主幹、中島主任

7 事務局職員

前田事務局長(水産担当課長兼務)

8 付議事項(議題)

(1) 1月1日から2月末日までにおけるさくらますの採捕の禁止について(協議)

県水産漁港課の中島主任から、資料1-1に基づき説明があった。

現行の県漁業調整規則では、生物学的に同一種であるサクラマスとヤマメの採捕禁止期間が、サクラマスについては8月1日から12月31日まで、ヤマメについては10月1日から翌年2月末日までとなっており、それぞれ異なっている。このため、1月1日から2月末日までの期間において、サクラマスの採捕においてヤマメが混獲される可能性がある状況となっており、資源保護および漁業秩序上の問題となっている。このことから、資源保護と漁場利用の適正化を図るため、昨年度の委員会において、令和6年1月1日から同年2月28日まで、サクラマ

スを採捕禁止とすることとし、委員会指示が行われたところである。このことについて、今年度においても、令和7年1月1日から2月28日までの期間において、委員会指示の発出について協議する。

- 東委員から、常願寺川には釣り人が多く来て、サクラマスを釣っているとの話を聞いており、極端な捕獲をされることによって、サクラマス資源、ヤマメ資源が減少して行くのではないかと心配しており、放流事業を行っていない常願寺川のサクラマスについて、資源保護のために、周年のサクラマスの採捕禁止といった措置は今後あり得るのか、との質問があった。
- 中島主任から、資源保護の観点から常願寺川で特別にそのような対応が必要ということであれば、遊漁者の皆さん、漁業者の皆さんの意見を踏まえて、そういうことも視野に入れて今後検討が必要であろうが、まずは現状把握からスタートする必要があるとの回答があった。
- 南條副主幹から、次の通り補足説明があった。資源を守るために、河川全域での捕獲を禁止するという考え方ももちろんあるが、遊漁とのバランスを考える必要があることから、現状においてはなかなか難しい部分がある。一方で、熊野川のように保護区域を設けることも1つの考え方としてはあり、資源の保護や有効利用のために、集中的に禁止しなければいけないといった情報がもし出てくるようであれば、検討が必要である。
- 杉守委員から、本委員会指示は昨年度も出されていたが、何か問題となることは生じていたか、質問があった。
- 中島主任から、問題はなかったと回答があった。
- 竹野会長から、本委員会指示は平成30年から毎年継続されており、必要性があるのであれば、漁業調整規則の改正を検討しても良いのではないかと、その意見があった。
- 南條副主幹から、現在手続きを進めているアユ採捕の禁止期間の規則改正については、水産庁と具体的にやりとりするまでに大体4、5年ぐらいかかっており、改正するためには、事前に関連する情報を収集することも含めると、非常に時間がかかることから、最も即時的に対応できる委員会指示で対応しているところである、と説明があった。
- 竹野会長からは、今後も同じように委員会の指示を出していくのであれば、規則改正も見据えて検討していただければ良いとの意見があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、資料1-2に示した委員会指示のとおり発出することで異議なく、決議された。

(2) 内共第3号（黒部川）漁業権遊漁規則の変更について（諮問）

県水産漁港課の中島主任から、資料2に基づき説明があった。

内共第3号（黒部川）におけるさくらます漁業の実態および遊漁者等からの要望に基づき、当該漁場の有効利用および遊漁の振興を図るため、漁場利用度の

上限を超えない範囲において遊漁規則のさくらます竿釣の統数を 80 統から 90 統へ増やすものである。

行使規則と遊漁規則のさくらます漁業に関する統数の変更は、行使規則で定める竿釣が 80 統から 75 統へ 5 統減、投網が 30 統から 25 統へ 5 減となる一方、遊漁規則で定める竿釣が 80 統から 90 統へ 10 増となり、全体数は 190 統で変更はなく、当該漁場のさくらます漁業における漁場利用度の上限に変更はない。なお、今般の遊漁規則変更において遊漁料の変更はない。

漁業法170条では、遊漁規則の内容が、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること、に該当するときは、都道府県知事は認可をしなければならない。

委員からの意見・質問等はなく、異議なしとして答申することで決定された。

(3) 中央省庁への令和7年度提案項目について（協議）

前田事務局長から、資料3により説明があった。

令和7年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が別紙1のとおりとりまとめられた。各漁場管理委員会において、令和7年度の提案内容を協議することを連合会から求められている。なお、次の提案行動では、特に優先的に解決を望む課題を重点課題としてより強く要望することから、重点課題にすべき内容について協議をお願いする。

「Ⅰ 外来魚対策について」では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による規制、魚類の特定外来生物における規制対象種の拡大などがある中、十分な成果が得られていない現状がある。具体的な項目として、1 オオクチバス等の駆除技術開発、対策予算の確保、2 密放流の防止、3 ダム等の管理者への働きかけといった内容が挙げられている。漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算の確保を講じることが重要であるとの観点から、1番目の項目を重点項目とすることを事務局から提案する。

「Ⅱ 鳥類による食害対策について」では、水産資源に対するカワウの食害はますます深刻な問題となっているほか、サギ類・カモ類の食害も多発している状況にある。具体的な項目として、1 国によるカワウ対策の総合的推進、2 サギ対策、3 漁協のカワウ対策・予算の充実といった内容が挙げられている。漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させることが重要であるとの観点から、3番目の項目を重点項目とすることを提案する。

「Ⅲ 魚病対策について」では、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、予断を許さない状況が続いており、KHV病についても、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えている状況にある。具体的な項目として、1 アユの疾病対策の推進、2 コイへ

ルペス対策の緩和、3水産用医薬品の開発といった内容が挙げられている。本県の重要魚種であるアユの疾病対策が重要であるとの観点から、1番目の項目を重点項目とすることを提案する。

「Ⅳ 河川湖沼環境の保全及び啓発について」では、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、河川湖沼の環境改善が不可欠な状況にある。具体的な項目として、1内水面の環境保全の総合的対策、流量の維持、2水質、薬剤の影響評価、3河川工事における配慮、4水生植物の大量繁茂対策、5多面的機能、啓発活動の推進（担い手確保）、6ダム等における濁水対策、7アユ調査の推進、8気候変動適応策といった内容が挙げられている。河川の適正流量など良好な環境が大切であることから1番目の項目を、河川の整備・改修に地元漁業協同組合が参画できることが重要であることから3番目の項目を、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性を多くの国民に対し積極的に啓発していくことが重要であることから5番目の項目を、天然遡上アユの資源量の増減メカニズム解明が重要であることから7番目の項目を重点項目とすることを提案する。

「Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について」では、1制度の堅持、2予算の確保といった内容が挙げられている。必要な活動が実施できるように、予算の確保が引き続き重要であることから、2番目の項目を重点項目とすることを提案する。

なお、「Ⅴ 放射性物質による汚染対策について」及び「Ⅵ ウナギの資源回復について」については、本県内水面漁業との関連性が低いことから、重点項目を本県からは回答しないこととしたい。

委員からの意見や質問等はなく、令和7年度提案項目素案について、事務局案のとおり重点項目として、中日本ブロックに提出することが了承された。

(4) 秋サケ来遊状況について（情報提供）

県水産漁港課の中島主任から、資料4に基づき説明があった。

本県のサケ来遊状況について説明する。本年の10月中旬時点のサケの沿岸漁獲尾数は、累計値で15尾であった。昨年度の同時期の31%であった。平成26年から令和5年までの10年間平均の0.5%という状況であった。グラフで示したものが、下の左側の図になる。棒グラフは旬ごとに書いてあるが、左から平年、令和5年、令和6年となっている。同じく右側の図は、河川捕獲尾数であり、10月中旬の累計が16尾で、昨年度の同時期の64%、平年の同時期の0.4%であった。以上のように現時点における本年の本県における沿岸来遊尾数と河川捕獲尾数は、令和5年の同時期の累計値を下回る大変厳しい状況となっている。

続いて2番目として、全国のサケ来遊状況を説明する。国立研究開発法人水産研究・教育機構の取りまとめによるもので、10月上旬までの時点報告になる。太平洋側では、北海道において前年比78%であった。太平洋側の本州では昨年度の83%であった。日本海側では、北海道で前年比66%であった。富山県を含む日本

海側の本州では昨年比 17%であった。

最後に 3 番目として、令和 6 年度の富山県のサケ来遊予測では、平成 28 年度以降、減少傾向にあり、県水産研究所による令和 6 年度の予測来遊尾数は、令和 5 年度 (4,400 尾) を上回るが、平年の 19,000 尾は下回るという予測が出ている。詳細については裏面にあり、シブリング法という予測方法では、前年に回帰した同じ年級の回帰魚との相関関係から、年齢別に回帰尾数を予測する方法になる。ただし、近年はこのシブリング法の予想が当たらなくなっており、環境要因等による資源への影響を考える必要があり、あくまでも目安として考えてほしい。

- 笠井委員より、サケの来遊は令和 5 年よりも良くなるのか？と質問があった。
- 中島主任から、水産研究所の予測では良くなるとしているが、北海道の最近の状況から判断すると、富山県で良くなるかについては厳しいが海面水温が低下することにより、今後、来遊が増えれば良いと考えている、との回答があった。
- 立野委員より、昨年度の予測について、実際の来遊と比較してどうであったか、質問があった。
- 中島主任より、令和 4 年よりは上回るが平年を下回るとの予想であったが、実際にはいずれも下回った。現在、予測手法として全国的にも使用されているシブリング法について、国では環境に即した新たな手法を開発していることから、今後はその結果に期待しているとの回答があった。
- 立野委員より、黒部川や片貝川における来遊尾数は、昨年度と比較しても厳しい状況にあり、採捕の努力はしているが、獲れていないとの情報提供があった。
- 竹野会長より、予測手法は来年には改善されるのか、質問があった。
- 中島主任より、直ぐに結果を得ることは難しいのではないかと回答があった。

この他、委員から意見や質問等はなかった。

(5) その他

事務局より、親睦会会費の収支精算について説明があり、残額については次の 22 期の委員会親睦会に引継がれることで、委員全員の了解を得た。

9 水産漁港課長挨拶

第 21 期富山県内水面漁場管理委員会の最後の委員会となるため、水産漁港課長から竹野会長はじめ、各委員の皆様に対して、4 年間のご貢献に対して、謝意が述べられた。

10 会長挨拶

第 21 期委員会の最後の締め括りとして、竹野会長から、挨拶があった。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月24日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____